

## 8 自動車税・自動車取得税の減免

内 容	障がいのある方が所有し、かつ使用する自家用車等について、自動車税及び自動車取得税の減免が受けられる場合があります。 *下記は概要です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。
-----	---

### ◎減免の要件

次の1から3までの要件をすべて満たす場合に減免が受けられます。

#### 1 障がい要件

項 目		障害者等級	
		障がい者本人が運転	生計同一者が運転
身	視 覚 障 害	1、2、3、4級	1、2、3、4級
	聴 覚 障 害	2、3級	2、3級
	平衡機能障害	3級	3級
	音声機能障害	3級（咽頭摘出による場合に限る）	
	上肢不自由	1、2級	1、2級
	下肢不自由	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
	体幹不自由	1、2、3、5級	1、2、3級
体	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能 1、2級	1、2級
		移動機能 1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
害	心臓機能障害	1、3級	1、3級
	腎臓機能障害	1、3級	1、3級
	呼吸器機能障害	1、3級	1、3級
	ぼうこう、腸の機能障 害	1、3級	1、3級
	小腸の機能障害	1、3級	1、3級
	免疫機能障害	1、2、3級	1、2、3級
	肝臓機能障害	1、2、3級	1、2、3級
	知的障 害	総合判定 A1 又は A2	総合判定 A1 又は A2
精 神 障 害	1級	1級	

※身体障害については、個別判定による級別により判断します

#### 2 使用要件

次のいずれかの用途で使用すること

- (ア) 障がいのある人本人が運転すること。
- (イ) 障がいのある人の通院、通学、通勤、その他日常生活に必要なために生計を一にする人が運転すること。
- (ウ) 障がいのある人のみの世帯で、障がいのある人の通院、通学、通勤、その他日常生活に必要なために、障がいのある人を日常的に介護する人が運転すること。

### 3 所有要件

#### 普通車の場合

次のいずれかの人が所有する（納税義務がある）自動車であること

(ア) 障がいのある人

(イ) 障がいのある方と生計を一にする方

（身体に障害のある方が 18 歳未満で上記 2 (イ) に該当する場合、知的又は精神障害がある方で 上記 2 (ア)、(イ) に該当する場合に限りま

#### 軽自動車の場合

次のいずれかの人が所有する（納税義務がある）自動車であること

(ア) 障がいのある人

(イ) 障がいのある方と生計を一にする方

（身体に障害のある 18 歳未満の方か、知的又は精神障害がある方で 上記 2 (イ) に該当する場合に限りま

#### ◎減免額

- 自動車税（環境性能割）

250 万円に税率を乗じて得た額が上限となります

注）対象車種により、税率が異なります。

取得価額が 250 万円以下の自動車の場合は全額減免されます

- 自動車税（種別割）

45,000 円まで減免されます（排気量 2.5L 以下は全額減免）

注）これを超える場合は差額分の納付が必要となります

グリーン税制適用の乗用車については減免限度額が異なります

※減免台数は、1 台に限ります

※同一生計証明書の提出が必要となる場合があります。県税事務所窓口へお問い合わせいただき、ご確認ください。証明書は大町市役所福祉課にて発行しております。

窓 口

- 自動車取得税、普通自動車税

中信県税事務所大町事務所 電話：23-6505

- 軽自動車税

大町市役所 税務課税務係 電話：22-0420